

野田市都市計画マスタープラン（素案）に対する意見募集の結果について

パブリックコメント手続によって、寄せられた意見と市の考え方は次のとおりです。

1. 意見募集の資料

野田市都市計画マスタープラン（素案）

2. 意見募集の概要

(1) 計画等の案の公表日（意見募集期間）

平成21年2月23日（月）から平成21年3月24日（火）まで

(2) 意見募集結果

| | | |
|------------|------|--------|
| 提出者数・意見数 | 6人 | 19件 |
| 提出方法 | 直接持参 | 3人 13件 |
| | 郵送 | 0人 0件 |
| | FAX | 0人 0件 |
| | Eメール | 3人 6件 |
| 計画等へ反映した意見 | | 1件 |

3. 意見と市の考え方

(1) 項目別意見数

| 項目 | 意見数 |
|-------------------|-----|
| 第1章 野田市の現況と特性 | |
| 1-2 現況と特性 | 1 |
| 第2章 まちづくりの目標 | |
| 2-1 将来都市像と基本目標 | 1 |
| 第3章 部門別方針 | |
| 3-2 安全で快適な交通環境づくり | 1 |
| 3-8 災害に強い安全なまちづくり | 1 |
| 第4章 地区別構想 | |
| 4-1 中央地区まちづくり構想 | 5 |
| 4-3 南部地区まちづくり構想 | 2 |
| 4-5 川間地区まちづくり構想 | 3 |
| 4-7 関宿北部地区まちづくり構想 | 4 |
| 都市計画マスタープラン全般について | 1 |

(2) 意見の概要と市の考え方

| | | | |
|---|---|--|------|
| 1 | 第1章 野田市の現況と特性 | | |
| | 1 - 2 現況と特性 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | 「東武野田線連続立体交差事業及びそれを契機として複線化を促進することが計画されています。」とあるが、昨年行なわれた連続立体交差事業の説明会場で、東武鉄道から「複線化の計画はありません」とはっきりと言われている。少なくとも東武が2022年までには複線化するということを承諾してからマスタープランに描くべきではないか。市が単独で出来ない事業について一方的に「計画されている」と表現する事は間違っている。削除するか、「野田市は計画しています。」と書き方を変えるべきだ。 | 「東武野田線連続立体交差事業及びそれを契機として複線化を促進することが計画されています。」との記述につきましては、野田市の現況の交通体系において、公共交通については、利便性の向上が求められており、そのためには、東京直結鉄道の整備や東武野田線の高架化や複線化などの公共交通の利便性を高めるすべての事業の促進を計画していることを意味しておりますので、表現はこのままといたします。以上のことから素案は修正しません。 | 修正なし |
| 2 | 第2章 まちづくりの目標 | | |
| | 2 - 1 将来都市像と基本目標 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>今後の少子高齢化社会への到来に向けて、歴史と文化と自然を基軸としたコンパクトなまちづくりの形成に努める。</p> <p>【理由】</p> <p>21世紀は、20世紀のスクラップ・アンド・ビルドによる開発の時代は終わり、歴史・文化・自然を大切にす時代と考えます。</p> | 【第2章まちづくりの基本目標... 2 - 1 将来都市像と基本目標】において、「人口減少・少子高齢社会の到来に対応し、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすく、多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを目指し、」と記述されており、また、【第3章部門別方針... 3 - 9 野田市を満喫できる環境づくり... 1) 基本方針】において、「市内に点在する歴史、文 | 修正なし |

| | | | |
|---|---|---|------|
| | | 化資源や、豊かな自然資源などは、野田市の文化を伝承し、新しい文化を創造する貴重な資源として積極的に保全・活用を図ります。」と記述されております。従って、ご意見に沿ったまちづくりの基本目標でありますので、素案は修正しません。 | |
| 3 | 第3章 部門別方針 | | |
| | 3-2 安全で快適な交通環境づくり | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | 東京直結鉄道の整備を、さらに推進してください。 | 【第3章部門別方針...3-2安全で快適な交通環境づくり...2)具体的な方針...(1)公共交通の充実】にありますように、関係機関と連携して事業主体、建設費、財政負担などについて鉄道事業計画の策定などを進めてまいりたいとしております。以上のことから素案は修正しません。 | 修正なし |
| 4 | 第3章 部門別方針 | | |
| | 3-8 災害に強い安全なまちづくり | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | 宅地内におけるみどりの保全や緑化の促進など 【理由】 現在、野田市の街路樹は無残な樹形になっています。また、多額の維持費がかかっていると思います。特にケヤキは樹木の特性を台無しにしています。将来的には街路樹の維持費を考慮して専門医の指導を受け、樹木の種類を変えることも大切です。 | 宅地内におけるみどりの保全や緑化の促進は、延焼防止など防災面の維持向上に有意義であると考えており、街路樹につきましても防災ネットワークの構築として同様に考えております。また、街路樹の維持や樹種の選定につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 | 修正なし |

| | | | |
|---|---|---|------|
| 5 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-1 中央地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>本町通り界隈は比較的土地は高いので、浸水対策をした上で、地下駐車場等、立体的に土地を有効利用するべきだ。(高層ビルはいらない。)</p> | <p>本件のような具体的なご意見に対して明記することは、都市計画マスタープランの主旨である都市計画に関する基本的な方針を示すことと相違するため、ご意見に対応した直接的な記述はできませんが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> | 修正なし |
| 6 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-1 中央地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>町中に風情のある松や柳の木が欲しい。また、若者のデートスポットとなる様な洒落た(粋な)雰囲気のある場所が欲しい。</p> | <p>本件のような具体的なご意見に対して明記することは、都市計画マスタープランの主旨である都市計画に関する基本的な方針を示すことと相違するため、ご意見に対応した直接的な記述はできませんが、【第2章まちづくりの目標...2-2 将来都市構造...2) 将来都市構造構築のための課題...やすらぎのまちと風景づくり】において、市街地中心部においてはにぎわいのある街並み、歴史的な中心市街地では趣のある街並みなど、地域の特性に調和した景観形成が望まれ取り組むこととしております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |

| 7 | 第4章 地区別構想 | | |
|---|---|--|------|
| | 4-1 中央地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>西光院の墓地が何となく暗いイメージになりがちなので、県道沿いの塀に明るい色調の絵巻の様な宗教壁画（極楽や地獄絵図等）を描いたらどうか。予算があればプロに、無ければ美術部の学生に。</p> | <p>本件のような具体的なご意見に対して明記することは、都市計画マスタープランの主旨である都市計画に関する基本的な方針を示すことと相違するため、ご意見に対応した直接的な記述はできませんが、【第2章まちづくりの目標...2-2 将来都市構造...2）将来都市構造構築のための課題...やすらぎのまちと風景づくり】において、市街地中心部においてはにぎわいのある街並み、歴史的な中心市街地では趣のある街並みなど、地域の特性に調和した景観形成が望まれ取り組むこととしております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |
| 8 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-1 中央地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>本町通りは幹線道路から外されてしまっている。いたずらに交通量が増えても困るが、これでは外食やアパレルチェーンの店舗開発担当者が商店街に出店しようとは思わない。形だけでも、至急総合計画の幹線道路に加えるべきだ。</p> | <p>主要地方道結城野田線については、【第3章部門別方針...3-2 安全で快適な交通環境づくり...2）具体的な方針...(3)骨格的な幹線道路の整備】において、広域幹線道路（南北軸）として位置付けており、整備を促進することとしております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |

| | | | |
|----|--|---|------|
| 9 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-1 中央地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>各家庭から徒歩5分以内に公園があるべきだ。上町5・7町内に未だに公園がないのは異常だ。子供達をないがしろにしているに等しい。早急に設置すべく検討して欲しい。</p> | <p>【第3章部門別方針...3-3水やみどりを大切にしまちづくり...2)具体的な方針...(2)身近な自然とふれあうことができる緑地の創出】にありますように、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ることとしておりますが、実際に各家庭から5分以内の場所に公園を設置することは困難であると考えられます。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |
| 10 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-3 南部地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>東武野田線「梅郷駅 - 運河駅間」複線化の促進（南部地区方針図に記載をお願いします。）</p> <p>【理由】</p> <p>野田市と関宿町の合併に関する参考資料には、東武野田線「梅郷駅 - 運河駅間」の複線化事業を実施しないと記載しており、南部地区に約束した重点項目であります。東武鉄道が必要性を認めないからでは理由にはなりません。</p> | <p>東武野田線の複線化の促進につきましては、【第3章部門別方針...3-2安全で快適な交通環境づくり...2)具体的な方針...(1)公共交通の充実】において、「将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として、「梅郷駅 - 運河駅間の複線化」を目指します。」と記述しております。ご意見の趣旨を踏まえて、【将来都市構造図】、【交通体系方針図】の凡例「公共交通軸」を「公共交通軸（複線化の促進）」に修正し、【中央地区方針図】、【南部地区方針図】、【北部地区方針図】、</p> | 修正あり |

| | | | |
|-----|--|---|------|
| | | 【川間地区方針図】の凡例「東武野田線」を「東武野田線(複線化の促進)」に修正します。 | |
| 1 1 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4 - 3 南部地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>都市計画道路「今上木野崎線」聖華幼稚園より国道16号線までの整備(南部地区方針図に記載をお願いします。)</p> <p>【理由】</p> <p>都市計画道路「今上木野崎線」は千葉県と約束した最重点路線ではないかと思えます。現在、山崎郵便局交差点から国道16号線までは常に渋滞しています。</p> | <p>【第4章地区別構想...4 - 3南部地区まちづくり構想...5)まちづくりの方針】において、外郭環状道路となる都市計画道路今上木野崎線の整備を促進することを記述しており、【南部地区方針図】において、幹線道路として位置付けております。以上のことから素案の修正はしません。</p> | 修正なし |
| 1 2 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4 - 5 川間地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>川間地区まちづくり構想の中で中里工業団地のうち、県道「結城野田線」付近を「住環境の向上を図る地域」に、それ以外の地域を「市民の憩いの場となる緑地空間」に指定してください。</p> | <p>県道結城・野田線の沿道地域につきましては、線引き前の昭和40年から工業地域に指定されており、さらに、現在の中里工業団地付近は工業専用地区として位置付けられ、千葉県土地開発公社により中里工業団地として開発され、野田市の工業の根幹となる地域として発展してきました。したがって、このような成熟した工業団地でありますので、野田市としては、移転により発生した空気を緑地空間や公園として利用することは考えておりません。また、工業団地と県道に挟まれた地域につきましても、準工</p> | 修正なし |

| | | | |
|-----|---|--|------|
| | | 業地域として用途地域が指定されておりますので、方針図に掲げてありますとおり、今後も中里工業団地を含めて「工業を主体とした地域」として位置付けてまいりたいと考えております。以上のことから素案は修正しません。 | |
| 1 3 | 第 4 章 地区別構想 | | |
| | 4 - 5 川間地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>中里工業団地内で県道「結城野田線」付近は住工混在地域であり、ここの住民の生活環境を改善し、快適で健やかなまちづくりを目指してもらいたいと思います。中里工業団地は古く、各企業の設備の更新時に、新規の船形工業団地への移転を推進するべきです。又、企業が移転されず、どうしても「工業を主体とした地域」に指定するのであれば、住民の方が移転を希望する場合、その不動産を実勢価格で買い取るべきだと考えます。</p> | <p>当地域は、線引き前から工業地域及び工業専用地区に指定され発展してきた地域であります。また、現行の用途地域を決定する際にも一連の法的手続を経て都市計画決定を行ったものであり、住民の移転希望に対し不動産を実勢価格で買取るすべについては、公共事業が実施される訳ではないことから、市が不動産を買取することはできないと考えております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |
| 1 4 | 第 4 章 地区別構想 | | |
| | 4 - 5 川間地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>中里地区には、「五駄沼」という所があり、現在釣堀になっておりますが、風光明媚な所ですので、公園として整備し、市民のレクリエーション機能の強化につなげてほしいと思います。又、隣の中里工業団地の企業の移転を</p> | <p>五駄沼の公園化につきましては、都市計画マスタープランの上位計画であります野田市総合計画の施策「公園等の整備」事業に位置付けられておりませんし、都市計画マスタープランにおいては、「川間地区のまちづくり構想」の地区の課題の</p> | 修正なし |

| | | | |
|----|---|---|------|
| | <p>進め、跡地を企業からもらい受け、公園として整備するべきだと思います。</p> | <p>中で、利根川や江戸川、はきだし沼などをはじめとした良好な自然環境の保全・活用とレクリエーション機能の強化を目指すべきと考えております。また、この地域は「野田市総合計画」及び「野田市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、今後も工業地としての土地利用を位置付けているところであり、ご意見のような公園化をすることは考えておりません。以上のことから素案は修正しません。</p> | |
| 15 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-7 関宿北部地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>関宿北部地区は文教地区であり、子どもも多いのだから、現在の流山街道は歩道もなく危険である。バイパス開通の暁には、旧道は車道幅を狭くし、歩道を広げるなど、子どもたちが安心して通行できるようにしてほしい。</p> | <p>本件は事業に対する具体的なご意見であり、都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を示すものであるため、ご意見に対応した直接的な記述はできませんが、【第4章地区別構想... 4-7 関宿北部地区まちづくり構想... 4) まちづくりの基本目標】において「県立関宿城博物館及び鈴木貫太郎記念館等の歴史的文化的文化資産と調和した、個性豊かな魅力あるまちづくりを支える交通・歩行基盤の整ったまちを目指すこととしております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |

| | | | |
|----|-----------------------------------|---|------|
| 16 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-7 関宿北部地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | 関宿北部地区は、老人も多いので、公的診療所の設置を検討してほしい。 | 都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであるため、ご意見に対応した直接的な記述はできませんが、野田市総合計画の【基本目標2 保健・福祉・医療の充実... 7 医療供給体制の充実... 4) 施策の内容】において、地域医療の推進の中であわせて市民病院のあり方について検討することとしております。以上のことから素案は修正しません。 | 修正なし |
| 17 | 第4章 地区別構想 | | |
| | 4-7 関宿北部地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | 千葉県事業ではあるが、境杉戸線バイパスの早期開通を望む。 | 【第4章地区別構想... 4-7 関宿北部地区まちづくり構想... 2) 地区の課題】、【第3章部門別方針... 3-2 安全で快適な交通環境づくり... 2) 具体的な方針...(3) 骨格的な幹線道路の整備】にありますように、主要地方道境杉戸線バイパス(都市計画道路台町元町線)の早期完成を目指し、整備を促進することとしております。以上のことから素案は修正しません。 | 修正なし |

| 18 | 第4章 地区別構想 | | |
|----|---|---|------|
| | 4-7 関宿北部地区まちづくり構想 | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>東京より越してきて20年となるが、自然が残り、非常に気に入っている。今後も利便性と自然のうるおいのバランスを大切にしていきたい。</p> | <p>【第4章地区別構想...4-7関宿北部地区まちづくり構想...2)地区の課題】、【第4章地区別構想...4-7関宿北部地区まちづくり構想...5)まちづくりの方針】にありますように、関宿北部地区は歴史的な資産の保全と調和した市街地の整備を地区の課題として掲示しており、また、まちづくりの方針にも優良農地とその周辺の住宅集落の共生を図ることとしております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |
| 19 | 都市計画マスタープラン全般について | | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 | 修正 |
| | <p>都市計画マスタープランは、野田市の未来が魅力と活力ある安全で安心して暮らせる、住みやすいまちを築くための都市整備方針であり、市民はもちろん県・国・関係機関に対する指標であると考えます。したがって、目標年次までに完成の有無に係わらず記載することは大切と思います。</p> | <p>都市計画マスタープランにつきましても、創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立しながら地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針や地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を、きめ細かくかつ総合的に定める都市計画の方針として策定したいと考えております。以上のことから素案は修正しません。</p> | 修正なし |